

すくも 市議会だより

第67号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は、平成二十五年三月四日に開会し、二十二日間の会期で三月二十六日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」などの人事議案三件、「平成二十五年宿毛市一般会計予算」など予算議案二六件、「宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について」など条例議案二五件、「市道路線の認定について」などその他の議案一〇件の合計六四議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり同意・可決されました。

また、最終日には浦尻議員ほか五名から、「宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について」が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

市政に対する一般質問は、十一日から十三日までの三日間に十一人の議員が、また、十四日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された請願・陳情は「宿毛湾港「海上自衛

隊潜水艦部隊等」誘致について」など五件が審議され、一件が採択、二件が趣旨採択、二件が不採択となりました。

また、議会最終日には、「沖本市長に対する問責決議」など二件の決議案が提出され、審議の結果、いずれも賛成多数により可決されました。

議案の主な内容は、次のおおひです。

当初予算

◎一般会計（議案第十七号）
平成二十五年年度一般会計予算は総額で百一億四九八万三千円、対前年比七・四％の減となっています。（詳細は、一〇〇―一ページをご参照下さい。）
なお、本予算中「宿毛小学

校用地・物件移転補償調査委託料 四五〇万円」につきまして、寺田議員ほか二名の委員から付帯決議案が提案され、賛成多数をもって決議されました。（詳細は一三ページをご覧ください。）

条例

◎宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

国において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されることに伴い、本市においても、新型インフルエンザ等の対策について総合的に推進調整するための対策本部を設置することに必要事項を規定する条例を制定しようとするものです。

◎宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について

故兵頭健吉氏からの寄付を原資として設置している「宿毛市立学校施設整備等基金」について、同氏のご親族から「故人の意志としては、寄付金の収益金を宿毛小学校の図書購入にのみ充当してほしい」との申し出があり、教育委員会

の意見としても寄付者の意志を尊重すべきであるとの判断となりましたので、「宿毛市立学校施設整備基金等条例」を全部改正し、「宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例」を制定しようとするものです。

◎宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について

平成二十五年より、南海地震対策業務の強化のため、総務課の危機管理係を廃止し、新たに「危機管理課」を新設するとともに、機構改革により統合・再編して「建設課」を、業務量の増大の解消を図るため、「土木課」及び「都市建設課」の二課へ再編するため、条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのための国家公務員退職手当法」等の一部改正を考慮し、平成二十五年四月一日から長期勤続者等の退職手当に係る調整率を引き下げるとともに、その調整率の経過措置を二年間設けるため、条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

空き家の適正管理について、庁内で様々な検討を行ってききましたが、新たに条例を制定する場合は、財産権や行政代執行法に絡んで、現状ではクリアしなければならぬ課題が多いため、むしろ、空き地の適正管理に関する規定のある本条例に、空き家についても同様の規定を盛り込むことの方が現段階では妥当ではないかと考え、条例の一部を改正しようとするものです。

その他

◎市道路線の認定について

「ヌカツカ線」、「大島中央二号線」及び「田ノ浦四号線」の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。



決

議

今定例会に議員より提出された次の決議案を原案のとおり可決しました。

◎議案第十七号に対する付帯決議

本予算中、第一〇款教育費、第二項小学校費、第三目学校建設費、第一二節委託料の「宿毛小学校用地・物件移転補償調査委託料四五〇万円」については、予算執行の前に次の三点を実施し、本市議会に対して提示することを求める。

一 宿毛小学校移転の適地とされている萩原地区高台候補地に関して、整備計画期間を明確に示すこと。

二 現校舎の耐震化の可能性について、早期に二次診断を実施し、耐震工事に要する概算事業費を積算するとともに、耐震工事を実施する場合と新校舎を建設する場合の費用対効果を比較した資料を提示すること。

三 現敷地内に新校舎を建設した場合、将来的に宿毛小学校が高台に移転した後の利用方法について明確に示すこと。以上、決議する。

◎沖本市長に対する問責決議

宿毛小学校の耐震・改築は宿毛市政における最重要課題の一つとなっている。

そのような中、今期定例会において、宿毛小学校の改築、高台移転関連予算が提案されているが、関係者との十分な意見交換を行わない中で予算編成は、保護者を初めとする市民を混乱させ、大きな不信を招いている。

また、宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の最終報告に盛り込まれた宿毛小学校の耐震化についても十分な調査

に着手することなく、耐震補強に関して否定的な見解を示しているが、議案審議に必要な具体的な資料を欠いたこのような提案の仕方は、執行部として十分な説明責任を果たしているとは到底思えない。

現在提案されている現行敷地内での改築案についても、高台移転後の施設の有効活用について明確な内容が提示されておらず、その計画について市民は大きな疑問をもっている。

このような不透明な市政運営は、「市民の目線に立つ公正・公平な行政」を行うとの公約で当選した市長として、あってはならないことであり、本市議会は、沖本市長に対し猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものである。以上、決議する。



三月定例会日程

3月
4日(月) 本会議 開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
5日(火) 休 会
6日(水) 休 会
7日(木) 休 会
8日(金) 休 会
9日(土) 休 会
10日(日) 休 会
11日(月) 本会議 一般質問
12日(火) 本会議 一般質問
13日(水) 本会議 一般質問
14日(木) 本会議 議案質疑
15日(金) 休 会
16日(土) 休 会
17日(日) 休 会
18日(月) 休 会
19日(火) 休 会
20日(水) 休 会
21日(木) 休 会
22日(金) 休 会
23日(土) 休 会
24日(日) 休 会
25日(月) 休 会
26日(火) 本会議

委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第4号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第5号	平成24年度各特別会計及び水道事業会計補正予算について	原案可決
～16号		
第17号	平成25年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第18号	平成25年度各特別会計及び水道事業会計予算について	原案可決
～29号		
第30号	宿毛市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決
第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第34号	宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第35号	宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	原案可決
第36号	宿毛市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第37号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について	原案可決
第38号	宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例の制定について	原案可決
第39号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	宿毛市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第44号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決
第45号	宿毛市英語指導助手の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第46号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第47号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第48号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第49号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決
第50号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第51号	宿毛市道路占用料条例の一部を改正する条例について	原案可決
第52号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
第53号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第54号	宿毛市防災センターの管理及び執行の事務の委託について	原案可決
第55号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決
第56号	幡多西部消防組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第57号	こうち人づくり広域連合規約の一部変更について	原案可決
第58号	幡多西部消防組合との間において工事の施工等に関する平成24年度協定の一部を変更する協定を締結することについて	原案可決
第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
～60号		
第61号	市道の認定について	原案可決
～63号		
第64号	宿毛市高齢者交通安全教育推進に関する条例及び宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第65号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決

▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
請願 第2号	宿毛湾港「海上自衛隊潜水艦部隊等」誘致について	採 択
第3号	社会福祉法人清育会「大島保育園」高台移転(轟)への土地借上と移転木造新築のお願いについて	趣旨採択
第4号	伊方原発の再稼働に反対して廃炉を求める意見書の提出について	不採択
陳情 第15号	子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出について	不採択
第16号	現行の宿毛小学校建設計画への反対と即時の市内小中学校の安全性確保を求める陳情について	趣旨採択

なお、委員長の審査報告は以下の通りです。

請願第2号について

本件は、海上自衛隊の誘致は、社会基盤整備の遅れている四国西南地域における8の字高速道路の早期完成に有効であり、鉄道やフェリー等の利用促進にも繋がること確信でき、物流や観光による地域経済浮揚の鍵と言える。よって、本市議会に対して、

海上自衛隊潜水艦部隊及び掃海艇部隊の誘致について議決を求めるとの請願であります。

審査の過程で、委員からは「自衛隊が来れば、この地域の安全・安心、特にこれから地震・津波が起った場合、いち早く復興に協力してもらえらる。インフラの整備も当然に進むので、市民のためには是非にやらないといけない」と言った意見や、「基地化によって人口が増えれば、多くのの人々に地元の食材も買っ

ただけるので、商工関係だけが潤うということではなくて、一次産業も当然潤ってくる」と言った意見が出される一方、「宿毛市の商業関係の人々は大変な状況になっているし、市の力も弱ってきているのは事実であるが、宿毛市はあくまでも軍港としてではなく、一次産業、二次産業、六次産業みたいな形で伸ばしていくことが大事である」と言った意見や、「地域の安心、安全と言うが、有事の際には、真っ先に攻撃対象となる」と言った意見が出されました。

請願第4号について

本件は、伊方原発の再稼働を認めないこと、伊方原発を廃炉にするための取り組みを進めることを要望するものであり、参事人の意見を求める中で、慎重に審査して参りました。

審査の過程で、本請願に賛成の委員からは、「電力供給における原発の比重の大きさというものはよくわかる。ただ、これによって恩恵を被っている人は原発立地地域の範囲だけではなく、

場合に災厄を被る地域は限られてくる。本市のようにその被害を被る可能性が高い地域は、原発は危険だと声をあげていくべきである。」との意見や「四電によれば伊方原発の下を通過している断層は、活断層ではないことだが、中央構造線については、近年、地震は観測されていないが、エネルギーが蓄積して非常に危険な地域であることが指摘されている。」との意見が出されました。一方で反対委員からは、「四〇〇〇人の署名を添えて、再度提出してきたことは、本当に重いと受け止めている。請願者が我々に訴えたことにも共鳴する部分は沢山あるけれども、技術がどんどん高まっていく中で、日本の原子力発電というものは、もつともつと完全に事故の起こらないような体制づくりをしていくべきである。そのためには、止めてしまうのではなくて、継続していくことも必要ではないかと思っ

また、「当然、安全でないものを再稼働すべきではないし、安全でないものであれば、廃炉に向けて取り組みべきだと思うけれども、安全でないという部分がある。果たして我々で判断できるのか。判断できないものを廃炉にしないといえるのか。」

福島の事故を見て、感情的になるのは当然であるが、だからといって火力発電でCO2を排出して電力を起せばいいという話ではない。太陽光や風力、水力などいろんな部分で、国をあげて考えているので、全体の流れのなかで、どういうふうになるか。エネルギー問題を考えるのか。国際社会の中で経済力を保つていくのかという部分をトータルで考えて、その結果段階的に原発をなくしていったらいいと思う。一気にここですべてを停止して廃炉にしないという段階ではないと思う。」との意見が出されました。

このような審議を踏まえて、採決した結果、本請願は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

その他の請願・陳情に関する委員長報告につきましては、紙面の都合で割愛させていただきます。

一 般 質 問

三月定例会の一般質問は、十一日から十三日の三日間に十一人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

防災について

問 災害時における自助努力について、啓発、訓練はどのようにになっているか問う。

答 大災害発生時には、何よりも自分の命は自分で守ることが必要であり、防災対策の基本であるので、地区座談会や防災学習会などで市民への周知、啓発を行っている。

また、昨年9月には高知県下の一斉訓練にあわせて、避難訓練などを行ったほか、2年に一度は総合防災訓練を実施している。

問 自主防災組織の今後の体制、整備について問う。

答 大災害発生時、公的支援には限界があり、地域の人たちの助け合いが必要不可欠である。各自自主防災組織の皆様には避難訓練、炊き出し訓練や応急救命訓練など、独自に取り組みを行い、災害への備えをしていただいているところであり、昨年は宿毛市自主防災組織連絡協議会並びに幡多地区自主防災会連絡協議会が設立されている。

今後は、自主防災組織の設立時の支援だけでなく、既存の組織に対しても、老朽化した資機材の再整備に対する支援を行うほか、まだ設立されていない地区においても組織化を図っていきたい。

問 今後の公助について問う。

答 公助については、自助、

共助が行うことができない行政機関による救助活動や、支援物資の提供、公営企業によるライフラインの復旧活動など、災害支援活動がこれにあたる。現在、地域防災計画の見直しを行っており、また、業務継続計画（BCP）など、災害時には迅速な対応ができるよう備えていきたいと考えている。

大災害発生時には公的支援にも限界があるが、自助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで、災害を最小限度にできるとともに、早期の復旧にもつながるものと考えているので、今後取り組みを強化していきたい。

問 高台の利活用について問う。

答 津波浸水想定地域では、広場などとして利用できる高台が非常に少ない状態なので、高台を確保することで、二次避難所や仮設住宅の予定地などとして利活用していきたい。



学校再編と宿毛小学校建設について



宮本 有 二 議員

問 平成二十二年に立てた学校再編計画では多くの小中学校が浸水エリアに位置している。見直しをすべきではないか。

答 学校再編計画については、適正配置、適正規模等、総合的に勘案する中で、計画を策定すべきであり、状況の変化があれば、当然修正していく。大地震時の津波被害を考えると学校は高台にあることが望ましい。見直しをしていくことが大事であると考えている。

問 津波で浸水する場所に咸陽、中央保育園の公立二園と大島、宿毛保育園の私立二園がある。園児のご父兄も大変心配されているが、基本的な考えはどうなっているのか。

答 津波被害が想定される保

育園の高台移転は喫緊の課題として捉えている。私立の保育園については、まず法人で基本方針を立てていただくことが大事だと考えるが、公立、私立を問わず双方で協議しながら取り組む。

問 宿毛、松田川両小学校を統合し、萩原地区の高台に移すのは、用地取得の見通しが立たないというが、本気でやる気があるのか。

また、現宿毛小学校用地に建てた場合、高台移転後は何に使うつもりか。

答 萩原地区は残念なことに国土調査が行われていないため、字界や土地の境界が確定しない。権利者本人が死亡していたり、行方不明の方もいる。さらに、所有権の移転登記もされていない土地もあり、境界設定や相続人の確定には相当の時間を要する。

しかしながら、ご指摘のとおり実施設計と併せて地権者への説明会については開催する必要があると考えている。

また、現在地に建設した宿毛小学校については、高台移転後は、公共施設として、例えば宿毛中学校、あるいは市庁舎、並びに防災施設など、様々な

形で有効利用できるように検討してまいりたい。



野々下 昌文 議員

宿毛小学校の移転問題について

問 今議会に、宿毛市小中学校PTA連合会より、「現行の宿毛小学校建設計画への反対と即時の市内小中学校の安全確保を求める」陳情書が提出され、行政の説明不足や、計画の不透明さを指摘している。

市長は、本市の一年間の指針とする行政方針の中で「最終的に保護者や地域の皆さま、議会の意見等を踏まえて学校建設に向けた関連予算を計上した」と言われているが、保護者の皆さまは、「市長やプロジェクトチームとの意見交換は一度もなされていない」と言っている。さらに「小学校は耐震改修の上速やかに高台移転すべき」との議会議決に

対し何も履行しておらず、行政方針との整合性が全く取れていない。
今回上程した用地物件移転補償調査委託費四五〇万円は、虚偽の説明の上に積み上げられた予算となり、取り下げらるべきと考えるが所見を問う。

結果的に、あのような意見を我々は拝聴し要望を聞くという形になった。取り組みとして不十分さは多々あったと思っている。今回上程させて頂いている予算は、子どもたちを守るために一生懸命考えた結果である。

問 市内の学校施設の耐震化について

市内の学校施設の耐震化について

文科省は、平成二十七年に耐震完了を目指す目標を掲げており、今回、二十四年度補正予算「地域の元気臨時交付金」又、二十五年度予算では、耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震対策に各自自治体にとって有利な多額の予算が計上されている。本市においてこの予算を利用して何処まで耐震化が進むのか問う。

平成二十四年度補正予算

で、沖の島小学校の耐震化を行ったほか、山奈小学校、平田小学校、橋上小学校、東中学校舎の耐震補強委託料を計上し、現在設計に取り組んでいる。これが終わり次第、平成二十五年度の補正予算で対応していく。

期日前投票の宣誓書の取り扱いについて

問 期日前投票所で、高齢者の方や体に障がいをもたれていて、特に片手で宣誓書を書かなくてはいけない方がいる。立会人の前で書く事に異常な緊張や時間がかかる事にいやな思いをしている。

土佐市では、投票入場券の裏面に宣誓書が印刷されていて、事前に宣誓書を書いて参加することが出来、又、ホームページからダウンロードできる自治体もある。本市においてもこのような取り組みが出来ないか問う。

答 全国では、既にホームページに載せている市町村もあるが、今後、県の選管と協議しながら検討していく。

地域懇談会の開催について



松浦 英夫 議員

問 市長自らが、地域の中に積極的に入って行き、膝をつき合わしながら、市民の生の声を直接聞くことが重要であると思う。そこで、二十五年度においても引き続き「地域懇談会」を開催する考えがあるか問う。

答 市政を運営していく上で、多くの市民の声を聞き、可能な限り市政に反映したいとの思いから開催してきた。開催方法等検討を加えながら引き続き開催をしてまいりたい。

地域公共交通対策について

問 地域の公共交通が脆弱な宿毛市の今日的な状況を改善すべく、本年度初めてデマンド乗合タクシー方式を計画し

ているが、その内容は。

また、課題を抱え、対策を必要とする残された地区への取り組みを問う。

答 石原地区や西地区において、最低でも週一回、又は週二回、一日三便程度運行し、バス料金程度と考えているが、今後タクシー会社と協議していく。平成二十五年度の経過を踏まえ、橋上地区や栄喜地区の住民にとってより使い勝手のよい交通手段を検討していく。

宿毛花へんろ マラソンイベント

問 マラソン大会の開催を通じて、地域のコミュニティづくりや、交流人口の拡大等に多大の貢献をし、宿毛市のPRにも繋がった。
答 大会がもたらした、経済効果をも、どのように把握しているのか。また、中止とした理由並びに今後の取り組みについて問う。

答 費用対効果は、都市型のマラソンに比べ低い。交流人口の拡大や経済面や観光面で一定の効果が見られた。しかし、実施時期や、運営体制

など多くの課題があり、継続しての開催は困難であると判断した。今後は、総合運動公園等充実した体育施設を有効活用して新しい種目を検討して取り組みたい。

スポーツの振興と 街づくりイベント

問 スポーツの振興を産業として捉え、スポーツを通じての「まちづくり」に向けた取り組みをすべきではないか問う。

答 スポーツの振興を図ることとは、市民の健康増進だけではなく、交流人口の増加による消費の拡大にもつながり、宿毛市にとって大変経済効果があり、まさに産業としての効果は大きく、人と人の交流がはじまり、すばらしい地域づくりにつながり、と考えている。

問 スポーツの振興を積極的に推進し、取り組みを強化する為に、スポーツ振興課(仮称)を検討する用意はないか問う。
答 市民の皆さんや関係団体の協力を得ながら積極的、効

率的に推進していく中で、教育委員会とも協議しながら検討していく。



山戸 寛 議員

木質バイオマス発電 とペレット製造事業 について

問 事業内容と事業の進行計画について問う。

答 株式会社グリーンエネルギー研究所によって年間四、五〇〇万kwの発電を行う。燃料使用量は木材チップ八万八千トンとなるほか、木質ペレット年間五千トンの生産が予定されている。平成二十五年七月に着工し、二十六年九月にペレット工場、同年十二月に発電所の竣工を予定している。

問 地域の産業や雇用への波及効果はどのように想定しているか。

答 事業者、林業関係者、その他森林整備や運送などの間接的効果を含めて、幡多地域全体で年間一三億円から二〇億円程度。工場そのものの雇用が二〇名程度。原料の調達、加工部門で少なくとも五〇名以上の雇用が見込まれている。

問 環境、交通などへの影響について問う。

答 大分県日田市での視察では、排水や煙の問題も含め、発電の施設による振動、粉じんならびに騒音などの影響はほとんどなかった。交通についても周辺地域への大きな影響はないと考えている。

問 この事業の最終的な原料となる二種類のチップの製造と供給はどのような組織が担当するのか。

答 ペレット用のチップは工場内で製造し、発電燃料となるチップはチップ製造会社から購入する予定となっている。

問 宿毛市の支援体制について問う。

答 幡多の林業に関係する国、県、各市町村、森林組合、協

議会等の関係機関と協議するなかで、幡多地域が一体となって推進していけるよう取り組みたい。

宿毛小学校の再建 について

問 宿毛小学校の再建に関して高台、現在地いずれを採用するにしても条件がついてくる。

宿毛市の将来を担う子どもたちに対して、高台の造成が終わるまで八年待て、一〇年待て、あるいはいつまでかかるか分からないが、可能な範囲で行うから、耐震化した現校舎で待ってくれと言うのか問う。

答 市政を預かる自分としては、保護者や子どもたちに高台が整備できるまで待つてくれとは言えない。宿毛小学校については、現状では現地に建築するしかないと考えている。

問 高台に移転するまでの時間稼ぎに本格的な校舎を建てるつもりか。そこそこの間に合わせの校舎で済ますつもりか問う。

答 高台を目指すことが基本である。何年かかるか分からないが、将来に向けても用地は確保しなければいけない。しかし、現在地においては仮校舎ではなしに、きちっと、正規の立派な学校を建てたい。



浦尻 和伸 議員

市町村合併について

問 新たな大月町長が誕生したら、三原村にも呼びかけ、三市町村長で合併についてのトップ会談をしてはどうか。

答 三市町村のそれぞれの首長が、地域の課題について話し合うことは、非常に必要であると思うので、合併協議とは別に、このような連携をする方向を求めているかなければならないと考えている。

危機管理課について

問 防災対策の取り組みをさらに強化するために危機管理課を設置することだが、庁舎内につくるのか、また、人員構成はどうなっているのか問う。

答 危機管理課については、防災行政無線等の設備が本庁舎にあることから、今のところ、庁舎内に設置する予定だ。現在、建設中の消防庁舎に併設される防災センターへの設置については、今後、防災行政無線のデジタル化に移行するタイミングで再検討したいと考えている。人員構成については、現時点ではお答えできないので、ご理解をいただきたい。

市職員の人材育成について

問 講習料、試験料は半分市が負担するなど、若い職員に資格をとらせて、市民の負託に応える、レベルアップした宿毛市役所をつくる考えはないか問う。

答 危険物取扱責任者など職務上、必要な資格については、これまでも職務命令により取

得を命じており、その場合、公費負担で対応している。

市民の負託に応えることができるよう、職員の専門能力の向上と、レベルアップを目指す、人づくり広域連合での各種研修や、市町村アカデミーへの派遣研修の受講を通じて、職員の自己啓発及び自主学習の意欲を喚起するとともに、職員が異動により変わる場合等、職務上、必要と認められる資格や免許取得については、公費負担による支援を行い、社会情勢の変化に、主体的かつ的確に対応できる職員の育成につなげている。

魚礁の設置について

問 小型の船外機船は、養殖餌が生餌から配合飼料になり、水揚げの減少と高齢化により年々減船になっている。そこで、養殖漁場に使っていない場所に魚礁を設置し、遠くに行かなくても、そこに行けば魚が釣れる仕組みをつくってはどうか。

答 魚礁利用について、一定の費用対効果の検証は必要と考えるが、平成十九年度には、

種子島周辺漁業対策事業で、沖の島南方に中層魚礁を設置しており、そのような国の事業の利用についても考慮しながら、魚礁の設置を含め、漁協や関係機関と連携して、高齢化の進む漁業者への支援を検討してまいりたい。



岡崎 利久 議員

第五回 宿毛花へんろマラソンについて

問 宿毛花へんろマラソンをやめることに対して、もったいないという声を聞く。単にやめるのではなく、新しい種目を検討することだが、どのような種目を考えているのか。また、宿毛花へんろマラソンのキャラクターとして誕生した「はなちゃん」は、今後、どのように活用していくのか問う。

答 宿毛花へんろマラソン実行委員会の中でも、課題を解決して、何とか継続できない

かといった議論もあった。

そうした御意見も踏まえ、さまざまな議論をした結果、今後については、宿毛花へんろマラソン大会の実施を見直して、他の競技を検討することとなった。

新しい種目については、運動公園の施設を最大限に活用しながら、宿毛市を全国にアピールするイベントについて、一定の時間をかけ、持続可能なものを検討していきたいと考えている。

また宿毛花へんろマラソンのキャラクターとして誕生した「はなちゃん」については、最近のゆるキャラブームとも相まって、大変かわいいと評価をいただいている。

せっかく評価をいただいているキャラクターなので、宿毛のマスコットとして、今後とも有効に活用していきたい。

ふるさと納税制度について

問 平成二十年度から平成二十四年度、今現在までのふるさと納税の年度別の件数と金額について問う。

また、年度別の活用状況並びに今後の活用予定を問う。

答 平成二十年度は七件、八六万円。平成二十一年度は六件、八〇万二、〇〇〇円。平成二十二年度は七件、七六万円。平成二十三年度は九件、七十二万円。平成二十四年度は三月一日現在で九件、二六九万四七三円である。

活用状況は、平成二十年度に開催した第一回宿毛花へんろマラソンの事業費の一部として七五万円を活用した。

平成二十一年度からの活用事例はないが、平成二十五年度は、貝の放流や、荒瀬山の遊歩道の整備に活用する。

防災士について

問 地域の防災力の底上げを図るために、各地の自治体も地域のリーダー育成に本腰を入れており、高知市においても、平成二十五年、市民や市職員、教職員が防災士資格を取得するための関連予算等がつけられている。本市においても防災士の資格取得のための助成をする考えはあるのか問う。

答 今のところは、防災士の資格取得に対しての助成等は

考えていない。

今後、防災士の果たす役割と、宿毛市の全体の防災体制の中で、どう位置づけし、有効にできるかどうかなど、勉強させていただきたい。



山上 庄一 議員

振替休日のごみ収集について

問 現在、月曜日と木曜日が収集日の地区では、月曜日が振替休日になることが多く、家庭ごみの処分に苦慮する家庭が多く存在する。

ごみ問題は、生活に直接関係した問題であり、早急な対策を講じるべきではないか。

答 大型連休や年末年始などには、特別収集の実施や、収集日以外での各家庭からの排出は、清掃公社への直接搬入などで対応しているが、基本的な解決とはなっていない。

祝日収集を実施すれば、収集業務の予算の増大や、委託事

業者との調整、幡多広域市町村圏事務組合への受入要請の問題等の課題もあるが、市民の負担軽減のために必要と考えており、早急に検討したい。

振興計画及び都市計画マスタープランについて

問 振興計画及び都市計画マスタープランなどは、昨年の津波の想定高さが、公表された時点で、破綻しているのではないか。

特に、都市計画マスタープランには、防災の項目に津波の文言がないようであり、地域区分として、小学校区を重視するとの記述も、既に一部統廃合が行われ、計画論としても適正を欠いていると思う。現在の地震・津波対策は、避難道の整備が中心で、市民の財産を守ることに手薄のように思う。

学校や消防庁舎の建設場所の問題などでも、宿毛市の全体像がないところに問題の根源があるのではないか。これらのことを踏まえ、市民みんなで将来像として共有できる空間イメージをつくるのが大切であり、市民の手によ

る計画づくりを行っていたきたい。そのためにも、振興計画の見直しが必要であると考えるが、市長のご所見を問う。

答 振興計画は、平成二十三年度を初年度に、十年間の取り組むべき基本的な課題と方針を示した基本構想、並びに平成二十七年を目標年次として、中期的な実施目標を、部門ごとに体系化し、具体的に実現する手段を示した基本計画及び実施計画で構成されている。

基本計画は、五年ごとに見直すとしており、東日本大震災以降、大きく変化している社会情勢等も勘案する中で、必要なものは、見直しを行っていく。

今後は、高知県の策定する都市計画区域マスタープランや、宿毛市振興計画、地域防災計画等、他の計画と整合性をとる中で、地域の実情に合った計画の見直しに取り組みたい。



浅木 敏 議員

循環型自然エネルギーの普及について

問 木質バイオマス事業は私も度々議会で提起してきたが、やっと当市で発電とペレット生産の事業を開始する朗報があった。地元でのペレット活用、原木確保など市の支援策を聞く。

答 木質バイオマス発電と木質ペレット生産に活用する木材の確保は重要な課題である。生産されるペレットは市内のハウス園芸、公共施設の暖房などの利用促進に取り組む。

生活保護行政について

問 生活保護基準額の大幅引き下げは、生活保護受給者の生活困難はもとより、最低賃金、就学援助、非課税額、国保税等の決定に連動し市民生活を悪化させる。基準額を引き下げない取り組みを求める。

答 生活保護受給者が生活に困窮するような保護費の切り下げであれば賛同できないが、今後市長会と足並みを揃えて

いきたい。広報での制度周知は内部で検討する。

宿毛湾港の海上自衛隊基地化について

問 海上自衛隊の潜水艦部隊と掃海部隊を宿毛湾港へ誘致する動きを市長はいつ知ったか。漁業にも甚大な被害が危惧される潜水艦の入港、宿毛湾港を軍港化させないための市長の方策を聞く。

答 昨年十月に宿毛商工会議所の田村会頭とともに海上自衛艦の宿毛湾港への寄港促進の要請のために防衛省を訪問した際、会頭より初めて内容を拝聴した。海上自衛隊誘致は天然の良港である宿毛湾の有効活用であり、漁業に影響があるならば漁業者が賛同しないだろう。

校舎の改築と耐震化について

問 宿毛小学校を現小学校敷地へ建て、高台の造成後に建て直すと言うが、市の財政上不可能ではないか。また、文部科学省の指示どおり、平成

二〇一五年度までに宿毛小と松田川小を含め全校耐震化すべきだ。

答 宿毛小学校を二回建てることの可能性については、他の小学校や保育園などの状況も含めて判断したい。宿毛小と松田川小は統合するので、宿毛小改築によって耐震化に対応したい。

学校教育における暴力の掃削について

問 学校で教師が行う暴力はなぜ「体罰」と言うのか。宿毛市教委は暴力の合理化を認めない意識づくりをどう進めるのか。また、暴力を振るった教師は自身に申告させてはどうか。

答 体罰と言う言葉は、浅木議員おっしゃるとおり、学校教育関係組織の中でしか使われていない。体罰をした当事者の先生が直ちに校長等管理職に報告するシステムが宿毛市内の学校には行き届いて



濱田 陸紀 議員

一次避難所になりうる学校への避難道路桜町沖須賀線の整備について

問 街区において、災害時における高台や学校への避難経路、幹線経路は、現在、一部区間において非常に狭く、有事の際、非常に支障が出るのではないかと懸念されるが、見解を問う。

答 市街地エリアの人口は、約二、五〇〇人で高齢化率も宿毛市の平均値と比較して、5%高い状況である。

宿毛小学校から沖須賀地区へ至る桜町沖須賀線は、一部区間約五〇メートルが非常に狭いため、歩行者と車両の通行時などは危険な状況である。

また、この道路は市道であると同時に都市計画街路としても位置づけられており、市街地の重要幹線である。事業の妥当性を再度検証し、

整備に向けた取り組みを図って参りたい。

問 桜町沖須賀線では、少し大きな地震が来たら崩壊する恐れのある家屋が本町から真丁の間に何軒かあり、また、真丁アーケード街も同様の状況であるが、見解を問う。

答 中心市街地活性化基本計画の策定作業を進めて行く中で、その事業の妥当性を再度検証して、整備に向けた取り組みを実施したい。

問 避難道への看板、誘導灯の設置などについて問う。

答 街の中においても、具体的な要望等があったら、きちんと検討して、設置すべきものはしていく。

街区の住居表示について

問 昨年十二月定例会で、宮本議員が市街地の町名を旧町名に復活できないかとの質問をしたが、私も同じ思いで質問する。

「中央」に変わり一六六年が経過しているが、中央何丁目と

言われても分かりかねる。一番よい例が、街区の人達が選挙で市役所の投票所に行つて、中央のだれそれと氏名を言つても、「中央何丁目ではわかりません。旧町名で言つて下さい」と言われるのが実情であり、でき得れば、もう一度、旧町名を復活すべきではないかと思うが見解を問う。

答 街区の二人の議員よりこの様な意見、提言が出ることは非常に重要なことだと思っている。

今後は、関係住民の御意見の把握に努めるとともに、まちづくりの一環として、中心市街地活性化協議会等より広い枠の中で議論できるように、取り組んでまいりたいと考えている。



寺田 公一 議員

集落活動センターについて

問 高知県としては、集落活

動センターを県内一三〇箇所程度整備する計画があるが、宿毛市の取り組みを問う。

答 中山間地域対策の取り組みの大きな柱として、平成二十四年度から実施されており、地域住民が主体となっており、福祉、産業、防災などの活動について、地域の課題やニーズに応じて、集落の維持、再生のために、総合的に地域で取り組む事業である。

センターの継続的、効果的な運営を行っていくうえで、運営する組織が存在することが要件としてあり、現在のところ、本事業への要望はないが、今後も地域の課題解決のため、各種の情報提供を行い、地域の取り組みを支援していく。

教育行政について

問 宿毛市は校区制についてゆるいのではないかと思うが、教育委員会の見解を聞く。

答 児童生徒の校区外通学については、居住地域ごとに定めた学校に就学していただくことを原則としながら、平成九年一月に文部科学省から示

された、通学指定校変更の弾力的運用に関する通知によって、指定校変更の要件を定めて、できる限り保護者や児童生徒の実情に応じた配慮をすることにしている。

なお、指定校変更の要件については、幡多市町村教育委員会連合会により、幡多地域で統一した取り扱いを行っている。

問 宿毛小学校の耐震化について、一次診断以降何の調査もせず、印象論だけで建てかえしかないといっているのではないか、判断材料を示すべきだ。

答 建築後五〇年を経過していることから、倒壊防止の対策だけでは、南海地震の揺れから、子どもたちの安全を担保するのは難しいのではないかと考えている。二次診断や耐力度調査はしていないが、学校プロジェクトチームの中で、技師も含めた詳細な調査をした結果で、非常に厳しいと判断した。

参考とした資料については提出する。

問 高台適地調査の結果を踏まえて、市民や保護者に説明

を行い、議会の意見を伺う中で、最終的に場所を決定した予算を提案するといっていたが、市民・保護者に対しての、説明責任を果たしていないのではないか。

答 適地調査の結果が出てからの話として判断していたので、意見を聞く場を構えていなかった。

適地調査が今年になり、庁内のプロジェクトチームで協議をし、議会、保護者に説明をさせていただいたが、結果的に、説明が不十分だった。

反省とともに、これからも、一生懸命説明した内容も含めて、市民の皆さんの意見を聞いていく方向の中で進めていきたい。

人事案件

平成二十五年第一回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○ 監査委員の選任

美濃部 勇氏(新任)

○ 固定資産評価審査委員会委員の選任

山下博文氏(再任)
佐田忠孝氏(再任)

● 議会を傍聴しませんか…

本議会の傍聴は、どなたでもできます。次の定例会は6月上旬の予定です。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)
なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出ください。



編集後記

時ならぬ寒のもどりに震え上がる日があったかと思うと、強い日差しに汗をぬぐう。春の名残りは日々薄れて、山々はいつとも知れず初夏の色どりを加えつつある今日この頃、皆様お元気で過ごしのことと拝察いたします。

三月議会は、一人名が一般質問を行ったほか、議案審議と議会決議、皆様からの陳情・請願の採否などの議員同士、活発なやり取りの展開されました。この「議会」の限られた紙面では、その一部しかお伝えすることが出来ないことを深くお詫び申し上げます。

五月からは議会基本条例の制定に向けた検討を含めて、当市議会としても、さらなる改革の歩みを深めてまいります。皆様のご期待にそえるよう、議員一同、ますますのご鞭撻をお願い申し上げます。

編集委員

- 山戸 寛
- 岡崎 利久
- 松浦 英夫
- 寺田 公一
- 宮本 有二